**郡家駅コミュニティ施設「ぷらっとぴあ・やず」利用の申込み・利用方法**

平成27年2月18日

郡家駅コミュニティ施設「ぷらっとぴあ・やず」は次のような施設があります。

　　・多目的交流スペース

　　・休憩・交流スペース

　　・交流情報発信スペース

多目的交流スペース

　　　各種イベントに利用できます。（広さ：６．５ｍ×１６ｍ）利用には申請が必要です。

休憩・交流スペース

　　　２Fにあり、ベンチで休憩できます。だれでも自由に利用できます。

交流情報発信スペース

　　　観光協会の情報発信コーナーがあります。八頭町のイベント、観光情報など利用できます。

多目的交流スペースを利用される利用者の申請・利用方法は下記のとおりです。

1. 休館日：年末年始（12/31,1/1,1/2 ）
2. 開館時間：８：３０ ～ １９：００
3. 利用時間：９：００ ～ １８：３０（２１：３０まで延長できます）
4. 申込受付日・時間：開館日の８：４５ ～ １８：４５
5. 利用申請方法

手続きの流れは、以下のとおりです。

利 用 日

**10日以内**

**料金支払**

**本申込み**

**②利用許可申請書提出**

**利用報告書の提出**

**①電話による仮申込み**

* 1. 電話による仮申込み

・電話による申込みは「仮申込み」となります。

・仮申込みの受付時間は開館日の８：４５ ～ １８：４５までです。

・仮申込みの翌日から起算して１０日以内に利用許可申請書の提出をお願します。

・仮申込みをしている利用許可申請書については、郵送、FAX、Eメールによる提出も可能です。

・仮申込みの翌日から起算して１０日以内に利用許可申請書を提出していただけない場合は、仮申

　込みを取消させていただきます。

・未成年者が主催または出演して利用するときは、利用申請者及び会場責任者は、親権者または成

人の方にお願いいたします。未成年者による申請、未成年者のみの利用はできません。

・利用許可申請書提出後及び仮申込みのキャンセルにはキャンセル料は発生しません。但し、主催

者の都合による当日キャンセルはキャンセル料をいただきます。

* 1. 利用許可申請書の提出

・利用者または利用責任者が記入のうえ提出ください。

　　・利用目的、利用日時、設備利用の有無、備品使用、減免理由などの必要事項を具体的にご記入く

ださい。

　　・同様の利用目的での施設利用の申込みについては、3か月先までの受付可能です。（仮予約も含む）

６．利用の制限・取消・停止・退去

　　　次に該当する場合は、多目的交流スペースの利用はできません。また、利用許可後においても利用の取消、もしくは利用の停止又は退去を命ずることがあります。なお、その際に生じた損害の賠償はいたしません。

　　(1)公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合。

　　(2)施設、付属設備等を汚損し、損傷し、または滅失させるおそれがあると認められる場合。

　　(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる場合。

　　(4)利用許可申請書に偽りの記載がある場合。

　　(5)利用許可申請書の目的と異なる内容の利用をする場合。

　　(6)利用の権利を他人に譲渡または転貸した場合。

　　(7)あらかじめ許可を得ず、特別な設備または備え付けの器具以外の器具を持ち込んで使用する場合。

　　(8)利用の条件に違反し、または管理者の支持に従わない場合。

　　(9)正当な理由なく利用料金を納付しない場合。

　 (10)関係諸官庁からの要請でやむをえない利用がある場合。

　（例：災害等の避難場所・救護等）

(11) その他、コミュニティ施設の管理上支障がある場合。

７．利用の許可

　　　利用許可申請書の受け取り後、審査の上、利用を許可し「利用許可証」を発行し利用申込者にお渡しします。

８．利用料金のお支払

　　　利用料金は施設利用当日にお支払ください。

９．多目的交流スペースの利用料金について

　　　利用料金の額

　　　　 施設利用料金　＋　設備利用料金　＝ 利用料金(お支払額)

施設利用料金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 利用の目的 | 単位 | 利 用 料 金 | |
| 観光協会 会員 | 観光協会 非会員 |
| 多目的交流スペース | 営利を目的としないとき | １時間あたり | １００円  （６００円） | ２００円  （１，２００円） |
| 営利を目的とするとき | 〃 | ５００円  （３，０００円） | １，０００円  （６，０００円） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※括弧内は、1日当たりの上限額。設備利用料金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備名 | 利用の目的 | 単位 | 利用料金 | |
| 観光協会 会員 | 観光協会 非会員 |
| 冷暖房の利用 | 営利・非営利とも | １時間あたり | １００円  （６００円） | ２００円  （１，２００円） |

　　　　　　　　　　※括弧内は、1日当たりの上限額。

利用料金の減免制度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者・利用目的 | 対象施設 | 減免対象料金 | 減免率 |
| 文化芸術団体の利用 | 多目的交流  スペース | 施設利用料  (設備利用料は対象外) | 50％ |
| 障がい者等の社会参加目的での利用 | 50％ |
| 学校等の文化芸術活動での利用 | 施設利用料・設備利用料共 | 100％ |
|  | | | |
| 【営利目的の定義】  一般法人（株式・有限会社等）又は団体・個人で金銭的な利益を得ようとする場合又は利益を得る目的で  講習会や興業等の活動をするために施設を利用する場合。  【具体的な使用事例】   1. 一般会社の営業、社員研修会、講習会、説明会等 2. 興業会社や音楽事務所等が自ら行う講習会、演奏会、映画会等 3. 法人・個人にかかわらず金銭的な利益を得ようとする又はそれに繋がる行為 | | | |

１０．利用報告書の提出

　　　　多目的交流スペースを利用後、利用報告書に記入の上、提出してください。

〇関連条例及び規則

・郡家駅コミュニティ施設条例（平成26年八頭町条例第14号）

・郡家駅コミュニティ施設条例施行規則（平成26年八頭町規則第10号）